

# 国際人権活動

2007年1月31日(水) 第86号

国連経社理特別協議資格NGO

国際人権活動日本委員会

〒170-0005東京都豊島区南大塚

2-33-10 東京労働会館 1F

tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431

e-mail:hmrights@mx16.freecom.ne.jp

## 2006年人権週間の取り組み

### —「人権トーク」とピラ配布、政府要請行動など— 選択議定書団体署名1000筆を提出

第58回人権週間(12月4日~10日)の取り組みとして、12月6日(水)に「人権トーク」とピラ配布を、12月8日(金)に法務省、12月14日(木)に外務省への要請行動を行いました。法務省、外務省には現在取り組み中の、自由権規約選択議定書の批准を求める団体署名を各500筆、合計1000筆を提出しました。

#### 総務省前「人権トーク」とピラ配布

12月6日、総務省前で11時30分から行った宣伝行動には18名が参加。昨年を上回る人数に大いに気を良くして恒例の「人権トーク」とピラ配布を行いました。

「人権トーク」は久村信政さん(全造船機械三菱重工支部)の司会で、大谷邦孝さん(銀産労)、福地春喜(国金発展会)、森口藤子さん(全日本年金者組合)、船木龍夫さん(ヒルトン争議団)、太田完治さん(JMIU住友重機械支部)、安原桂子さん(強制連行全国ネット)、小川国亜さん(国民救援会)、三井光男さん(東京国公)がマイクを握り、それぞれの取り組んでいる課題やテーマから日本の人権状況について訴えました。各人の「トーク」を受けて、最後に鈴木亜英議長が国際水準からみた日本の人権状況と人権理事国になった日本政府の対応、教育基本法改悪法案成立をめぐる安倍政権の反民主的で危険な手法や生きる権利すら奪う弱者切り捨て政策、えん罪や公務員の言論表現の自由を奪う人権侵害が後を絶たない警察や司法のあり方などを告発するとともに国際人権活動日本委員会の活動を紹介する発言を行いました。

また、日本の人権状況を告発するピラ「人権大國としての日本を！」約550枚を配布しました。上記メンバーのほかの参加者は、山田善二郎さん(国民救援会)、山口健司さん(石播原告団)、吉田好一さん、高山尚武さん、田中貞子さん、塩田哲子さん、上野節子さんです。



総務省前で「人権トーク」とピラ配布

#### 法務省要請行動

12月8日(金)午前11時から約1時間行われました。法務省側の出席者は、重松弘さん(国際室長)、相原茂さん(法務専門官)、伊藤純史さん(渉外課長)の3名です。冒頭に自由権規約選択議定書の批准要請の団体署名500筆を提出し、「自由権規約を批准して30年近くもたつのに今だ選択議定書の批准をしないのはなぜか」という議題から始まりました。重松氏からは「選択議定書が条約を実効あらせるためにきわめて注目すべきものであることは認識している。批准できない理由としては『司法権の独立』と『既存の救済システム』との整合性の問題である。外務省主催の研究会には積極的に参加している」との回答がありました。これに対して、「司法権の独立が侵される」というのは筋違いで、司法がきちんと機能しているなら濫訴の恐れはないし、批准国で、司法権の独立が侵害されたということも聞かない。また、救済制

#### 当面の日程

- 第2回代表者会議
- ・2月15日(木)
- 18時30分~
- ・東京労働会館
- 5F会議室

- 第2回幹事会
- ・3月12日(月)
- 18時30分~
- ・東京労働会館
- 6F応接室

度とは再審制度のことと思うが、最近制度があるというだけで機能していない。名張事件、大崎事件、布川事件、横浜事件など、いったん出された再審開始の決定も検察の上告で、再審の重い扉はほとんど開かれていない。問題なのは再審開始を認めない理由として「再審を認めると三審制が崩れる」としていることで、これは再審制度そのものを否定していることになると指摘しました。そして「人権理事国にふさわしく」一日も早い批准を強く要請しました。

「恣意的拷問」のワーキンググループに提訴していた「北稜クリニック事件」については、「不当な拘禁ではない」との回答がきていること、拷問禁止条約日本政府報告書の審査は、来春（2007年5月）ということも明らかになりました。参加したJMIUオリエンタルモーターの馬場さんは30年にわたって争議をし、20連勝、30連勝しているのに、会社が上告を繰り返し、いっこうに問題は解決されない、これ

は人権問題ではないかと発言されました。法務省からは、判決の執行については人権擁護制度のなかではタッチできず、裁判手続のなかで解決するしかない、労働局も指導しきれていない、との実情が出されました。

要請行動の参加者は、山口弘文さん、吉田好一さん、福地春喜さん、久村信政さん、高山尚武さん、安原桂子さん、上野節子さんの他に、国民救援会から小川国亜さん、JMIUオリエンタルモーターの馬場英之さんの9名です。

### 外務省要請行動

12月14日（木）、午前11時30分から約1時間半行われました。外務省側の出席者は木村徹也さん（外交政策局人権人道課長）、折原茂晴さん（課長補佐）、前田直子さん（外務事務官、選択議定書担当）、三井賢さん（外務事務官）の4名です。まず、自由権規約選択議定書の批准を求める団体署名500筆と麻生太外

務大臣あての要請書を提出し、具体的な項目について要請しました。選択議定書の批准については、全省庁参加の研究会が回を重ねているとのことですが、事例の選択基準や研究の方向性や目途については依然として明確でなく不満が残りました。参加者からは「研究会にNGOの参加を」との要望も出されました。

自由権規約の政府報告書については「近日中に提出する」との明確な答えがありました（その数日後提出されました）。

また、前日の13日に国連総会で採択された「障害者権利条約」について、日本政府の態度を質問しました。外務省側からは、画期的な条約であり、日本政府としても採択に積極的であったこと、批准はこれからであることなどの表明がありました。

参加者は、山田善二郎さん、山口弘文さん、吉田好一さん、井川昌之さん、高山尚武さん、大谷邦孝さん、高梨光恵さん、安原桂子さん、上野節子さんなど9名です。

ヒルトン争議は2006年12月26日、東京都労働委員会において、同年8月26日付あっせん事項：「1999年5月、10名の労働者（配膳人）の解雇・不当労働行為に端を発した労使紛争＝労働争議の解決」について、金銭解決を含むあっせん案を労使双方が受諾し、7年7ヶ月に及ぶ争議が解決しました。

賃金カットに同意しないことでクビ！。労働法制改悪の先取りともいえるヒルトンホテルの横暴は、「断じて許すことはできない」。ヒルトンホテルで働く非正規労働者の訴えが、国内外問わず多くの方々の共感を呼び、支援の輪を広げてきました。

一度は「最高裁の決定で争議は決着済み」として争議終結宣言したヒルトンホテルに対して、企業の社会的責任を追及し、社会的包囲を強めることで、「裁判での判断は出たが紛争は継続している」と認識を改めさせ、再度、解決交渉



## ヒルトン争議解決！ 一最高裁「敗訴」押し返す

ヒルトン争議団 船木龍夫

のテーブルにつかせることができました。世界80ヶ国、約2800のホテルを運営するヒルトンに対して、最高裁「敗訴」を押し返す、解決文書を取り交わせたことは、多くの方々の物心両面にわたる力強いご支援の賜物です。

報告集会は2月26日（月）午後6時30分よりエデュカス東京で開催致します。

7年7ヶ月の長期にわたるご支援、本当にありがとうございました。

## 提出された自由権規約「第5回政府報告」について

# 人権委員会の勧告をほとんど無視した内容

代表委員 吉田好一

2006年12月末、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（以下「自由権規約」と略）に関する日本政府報告が国連に提出されました。この報告は1998年11月に自由権規約委員会（以下「委員会」と略）の最終見解の中で、2002年10月までに提出を求められていたものであり、4年以上遅れて提出されたものです。

2005年12月に提出された「拷問禁止条約」の政府報告は5年遅れであり、2006年6月に期限を迎えた「社会権規約」の政府報告は、これから手をつけるということです。日本政府の報告書提出に対する姿勢は実に不誠実であり怠慢だといわざるを得ません。昨年、国連改革で人権理事国になった日本政府の資格を疑わざるを得ません。

### 委員会の勧告をほとんど無視した内容

報告はA4版92ページにのぼる膨大なものです。第1部は「一般的コメント」、第2部は第1条から27条までの「逐条報告」となっています。

問題は中身です。第4回報告の委員会の最終見解「主要懸念事項及び勧告」のなかで、「委員会は第3回報告書審査後の勧告が大部分実施されていないことを遺憾に思う」と書かれています。この第5回報告も第4回報告と同じように、勧告の大部分が実行されていないという点では同じ指摘を受けるに違いありません。

この報告書のなかで最大のページ数を占めているのは、第5条「死刑問題」から第10条「被拘禁者の処遇」までで30ページほどを割いています。

次にスペースを多く割いているのは男女平等に関してですが、どちらの問題でも第4回報告の最終見解で指摘を受けた「主要懸念・勧告」は改善されていません。

### カウンターレポートの作成を

第4回報告に対しては、国民救援会、自由法曹団、全労連、治安維持法同盟、国際人権活動日本委員会の5団体でカウンターレポートを提出しました。1998年10月にジュネーブで行われた日本政府報告の審査には5団体から8名が参加し、自由権規約委員会との懇談を行い、10月28日・29日の審査には、日弁連、自由人権協会、他のNGOとともに20名が傍聴しました。

その結果出された最終見解は、前述したように日本政府に対してきびしい内容のものでした。「朝日新聞」は1998年11月20日付で「人権委勧告 指摘に耳を傾けよう」という社説を書き「今度こそ『よくがんばりました』の評価を得たい」と述べていました。

しかし、9年後に提出された第5回報告はまたしてもそうした評価はされないでしょう。

今回の報告書については、ほとんどのメディアが報道していません。こうした関心のなさが、日本政府の怠惰な姿勢を変え得ないひとつの要因なのかもしれません。

この政府報告についておおいに議論し、他団体とともに前回以上のカウンターレポートを作成し、人権委員会に提出したいと思います。

石川島播磨重工は60年代後半から、「合理化」を強行するため労働組合内に会社派を育成・応援し、反対する者は昇格・昇給を抑え、仕事を奪い、行事から排除するなど徹底した差別・迫害を行い、女性差別も加わりました。

2004年に武蔵地区の裁判で勝利和解し、会社は「会社および従業員がやるべきではない」14項目の再発防止策を約束しましたが守られません。全事業所から168名が

「連絡会」に結集し、差別の謝罪・根絶・賠償と再発防止協定を求めて闘ってきたもので、1月19日（金）、会社との間で要求

## 40年の「思想・性差別」で石播168人が勝利和解

実現の和解が成立しました。和解の主な内容は、職場行事からの排除の全面的是正。職場行事は全員に声をかけ、違反の場合は会社が行事の中止勧告

や便宜供与を禁止する。和解内容の周知・徹底をする。やってはならない差別を詳細に記したコンプライアンスの必読文書を全員に配布、社内のHPにも掲載し、和解内容を周知する人事部の文書を管理職・職班長に配布し全員に徹底する。などの約束をしたものです。

国際人活動日本委員会の国連要請行動には、2004年に鈴木京子さん、2005年に山口健司さんと吉澤幸治さんが参加しました。

## 11・11 第10回総会での発言（要旨）



### 高梨光恵さん（銀産労・AIGスター生命）

解雇撤回闘争も3年になり、昨年の都労委の救済命令に続き、今年8月7日中労委が会社の申立を全面的に棄却する命令を出した。銀産労のピラに対しAIGスター生命が提訴した損害賠償等請求裁判の高裁確定判決では、解雇の不当性だけでなく「AIGスター生命は不誠実」とはっきり認めた。AIGスター生命は、「命令に従い謝罪文を掲示した」と都労委に報告したが、組合の確認を拒否、団交も「雇い止めの有効性に関する説明なら応じる」として争議解決の団交には応じようとしていない。

非正規労働者は1600万人以上、年収200万円以下の割合は30%といわれている。社会的経済的不安が広がり固定化したとき、行

き着く社会はどうなるのでしょうか。人権尊重の立場からも最後までたたかう決意。

### 森口藤子さん（全日本年金者組合）

今年3月、最後の人権委員会に行ってきた。スケジュールがわからず、胃の痛くなるような思いもした。ランチタイム・ブリーフィングを組織しようと思ったが話をしてくれる人がいない。人権活動家は社会保障には弱いということがわかった。でも、いろいろな人のご協力でジュネーブ大学のスタッケルバーガーさんという方を紹介していただいた。この方は肩書きのたくさんある方で、「人権委員会は高齢者の人権をきちんと位置づけ議論をすべき」と決議して人権委員会に文書発言をしている方。「日程が決まらないけど行く」とメールをしたら、「どんなことがあっても私は参加する」という返事がきた。人権委員会がどうなるかわからないのに、20名以上の高齢者が行くと聞いてうれしかったようだ。

社会権規約委員の方からは、最低保証年金制度をつくるよう

にという社会権規約委員会からの勧告を実施しない理由に日本政府は財政問題をあげているが、経済大国の日本の理由にはならないと明確に言っていただいた。

ILOでは、高齢化の問題はどこ国でも大変。しかし基礎的な年金については保険料の支払い如何にかかわらず支給すべきとのレクチャーを受けた。

スタッケルバーガーさんは10月に来日されたので、日本の状況や両国の高齢者の問題について話し合った。

最低保障年金制度問題は最大の課題。10月18日には、年金者だけで日比谷野音に2500人が集まり「年金者一揆」の集会を開いた。企画・進行がとてもよすばらしい会だった。オレンジをテーマカラーに、スローガンは全国から募集した川柳のなかから選んでムシロ旗に書き舞台いっぱい並べた。しかしメディアは、赤旗以外はどこも報道してくれなかった。

昨年「普通のくらしがしたい」という文集を作り、英訳もして国連に持って行き、大変注目された。今年も作りたい。

### 小出亜津子さん、村中佳美さん（深夜業免除裁判を勝利する会・日本航空キャビンクルーユニオン）

原告の村中さん - 深夜業免除は半年でギブアップ、今はパートタイムで働いている。裁判は足掛け3年かかり、10月10日に結審し年明けに判決となった。小出さん - 10月1日にJALとJASが統合し、客室乗務員の深夜業免除問題がJASにも拡大されることになり、11月から協定化にならない人には月に2～3日の仕事



しか与えられず、賃金カットされる。法律にのっとって正当な権利として申請したのに給料がマイナスになる。こんなことが許されているのか。裁判に勝利するために現在、裁判官への要請ハガキに取り組んでいる。

### 西川 治さん（全学連）

学費問題に70年代からとりくんできたが、学生外に広まらないことが悩みだった。さらに重要なことは学費問題がなぜ問題なのかということで、「学ぶ権利」という観点がなかなか持てなかったこと。私が2年生のときに、学費に関する学習会で、講師の先生が、社会的な観点と学ぶ権利という二つの観点をもつことの重要性を言われた。それで目が開かれたのだが、なかなか広がらないことが悩みだった。そこでポスターを作り、ア

ピールを発表したりしてとりくんできた。

国際的にみても日本の高学費は異常だといわれていたので、国連に行こうということになったが、どうすればいいのかわからない。そういうなかで国際人権活動日本委員会に出会った。その後加盟をし、今年の8月には私たちのためだけに吉田さんにもいっしょに国連に行ってください、発言をすることができた。くわしくは私たちの報告書を見ていただきたい。

小委員会で発言できただけでなく他の国から参加されている人たち、特に印象深かったのはアメリカの「大学女性人の会」の人たちとの対話だった。アメリカの学費は、私立だと百何万円から千数百万円かかるそうだが、その一方で学費の免除制度や奨学金の制度などは日本より充実している。奨学金などは返



還の必要がないとのことだ。9月に国連要請行動の報告会を開いた。参加した学生から出された感想をいくつかご紹介する。

- ・学費値下げは無理だと思っていたが、国連要請の話を受けて、全国の学生自治会がいっしょにやればできるのではないかという展望がもてた。
- ・みんなで作っていることが世界につながっていくことに感動した。
- ・こんな大きなことができるという自信につながった。
- ・感動した。
- ・世界レベルの活動に驚いた。

### 前田朗さん（造形大学）

日本における人種差別の現状について報告するが、まず、「軍隊のない国家」について話したい。コスタリカをはじめ世界には20を超える「軍隊のない国」がある。これまで14カ所をまわって報告を書いたが、アイスランドとソロモン諸島の次に書いているのはバヌアツだ。バヌアツはソロモン諸島の南にあり、「地球の友」というイギリスのNGOなどが「世界で一番幸せにくらしている」と紹介している。幸せ度基準では日本は第90位、アメリカは150位。「軍隊のない国」の話は朝日市民講座などでも好評で、先週は旭川、札幌、来週は京都で報告する予定。

7月の北朝鮮のミサイル実験のあと朝鮮学校の生徒に対する差別と犯罪が多発してる。新聞では7月5日～14日までに113件と出ているが、具体的には「殺すぞ」「朝鮮に帰れ」とか、

「三国人は日本から出て行け」とか、火炎ビンを投げたり、中傷ビラが貼られたり、朝鮮学校の壁や門に落書きをされたり、殴られたり、いろいろです。7月2日には藤沢の施設で放火未遂事件があった。通行人が見つけて通報し、無事だったが、9月16日には朝鮮総連中央本部に切断された指が郵送されてきた。鹿児島島の右翼団体の人間が自分の指を切って脅迫状とともに送り届けたということだ。10月には核実験を口実に日本政府が制裁を行なったが、政治的問題とは別にいろいろな人権侵害がおきている。一般市民も在日朝鮮人に対して差別、暴力をふるっている。事件数は10月31日までに170件に増え、その後もおきている。放火未遂が3件。新聞では「在日朝鮮人に対するいやがらせ」という言葉で報道しているが、これはいやがらせではなく差別と犯罪だ。政府もマスコミも絶対に犯罪とはいわないということ

学費値上げ反対にもがんばってとりくんでいきたい。などなどです。今回の国連要請で、学生分野での学費問題はひとつ前進したと思う。

国連に行った二人が強い印象を受けたことのひとつに、人権小委員会の場で出されたアフリカやアジアでの水の問題がある。きれいな水が飲めなくて死んでいく子どもがいるということを知って来た。私も日本委員会の代表者会議などに出て、労働問題、人権を無視された争議の話などを聞き、大学で学ぶうえでこういう現実とどう切り結んでいけばいいのか、学んだことをどう社会に生かしていくかということを考えるようになった。

これからも現実社会におこっている問題を聞かせていただき、よりよい学生生活が送れるようがんばっていきたい。

が非常に大きな問題だ。

これと平行して国連の人権機関では、ドゥドゥディエン人種差別問題特別報告者の「日本における人種差別について」の報告書が出された。ディエンさんは60年代から知られている人権の専門家で、最近まで人権委員会の人種差別問題の特別報告者だった。昨年7月に来日し、今年3月の人権委員会に向けて報告書を出した。そのことは日本のマスコミでは全く報道されず、紹介したのはNGOだけ。この報告書で一番強調しているのは「日本には人種差別がある、そのことを認めなさい」ということ。

「日本には人種差別禁止条約を必要とするような人種差別は存在しない」これが国連で日本政府が長年主張してきたことだ。ディエンさんは、「そうではない。日本には人種差別が存在する。これを認めなさい」といい、次に彼が主張したのは「3種類の被害者がいる」ということ。ひ

とつがナショナルマイノリティ、アイヌや沖縄の人たち、二つ目が植民地支配を遠因とする在日の人たち、三つ目として移住者、移住労働者、外国人労働者に対する差別だ。これらに対する差別が存在していることを認めて対処しなさい。そして主たる勧告は「人種差別禁止法をつくりなさい」ということだ。2001年の人種差別撤廃委員会が出した勧告と全く同じ勧告をディエンさんも出した。日本政府はただちに拒否するという発表をしている。3月の人権委員会は終わっていたので、ディエンさんの報告は9月の人権理事会で行われた。ディエンさんは報告書を発表し、「日本政府の反論はまちがっている」ということをはっきり報告している。プレスリリースにも載っているが日本のマスメディアは報道しない。人権理事会で特別報告者が日本の問題で報告しても報道しない。さらに11月6日に、ディエンさんはニューヨークの国連総会で報告した。しかし、今のところどこも報道していない。これはいったいど

ういうことか、本当に恐るべきことだ。

一方で在日朝鮮人に対する人種差別が頻発している、他方で国連総会で報告されても、政府もメディアも国民には知らせない。こういう状況になっているということだ。この問題を日本の社会のなかに知らせていこうと思っている。

### 安原桂子（強制連行全国ネット）

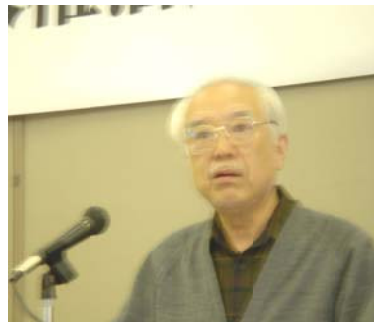
60年間前に日本が行った第2次世界大戦中、残忍な強制連行・強制労働について、日本と企業に対し補償を求める裁判をいろいろなところでやっている。しかし全然動きがなく、ILOに対し、強制労働違反であるから日本政府にきちんとした施策をするよう勧告を出してほしいと要請した。ILOは実態を見てびっくりし、こんなすごい強制労働は見たことも聞いたこともない、と言って勧告を出した。10年以上前のことだ。にもかかわらず日本政府は無視しつづけた。私たちは毎年報告書を出しているが「60年も前のことで今はして

いない」と動いてくれない。日本政府は、ILOの予算の20%くらいを出しているのに、ILOの事務局に対し、ちょっとしたことで「金を出さない」と圧力をかけるようなこともやっているらしい。「古いことだから」ということに押され気味だということで、「今も外国から人身売買でたくさんの女性を連れてきて、強制売春をさせるなどひどい目にあわせている。今も同じ状況で決して古くない。また、研修生として中国から連れてきて、技術の研修をさせないで強制労働をさせたりしている。それを報告したらどうか」と言ったら「それはいいアイデアだ」ということだった。研修生問題についてとりくんでいる団体があり、協力をお願いしている。彼らはいま、政治家にせまって解決しようとしている。

戦時中の強制連行・強制労働に対し「今はやっていない」といいながら、いまだに強制労働条約違反をやり続けていることに怒りを覚え、レポートを出し続ける。

### 佐藤 茂（中国人戦争被害者の要求を支える会新潟県支部）

戦争中新潟港に拉致されて強制労働をさせられた事件で、中国人の被害者11名（6名が亡くなっている）が、平均年齢83歳で裁判をやっている。10月30日に東京高裁で結審し、マスコミにはいろいろなところで取り上げられた。というのは、中国で裁判支援の運動が盛り上がってきているからだ。中国から被害者、裁判の原告、遺族、さらに支援団体など90名が来日し、国会や政府、行政などに要請をした。また、新潟裁判の結審の前にも中国から応援がきた。30日の結審では、こちらの弁護団が



次々と主張し、むこうの弁護団からは何もなかったからムードは非常にいいので、傍聴していた人たちは、勝つのではないかとやったが、弁護団は非常に慎重で、「政府から分厚い報告書が出ている。東京高裁のこれまでの流れからみれば安心はできない」という意見を述べている。特に、昨年の新潟地裁勝訴以降、

他の高裁、他の事件などではほとんど負けている。

課題は世論のバックアップだ。もっと世論に訴える必要がある。もちろん中国人5名が新潟に来て集会に出たり行動をすれば新潟のマスコミはかなり取り上げる。全国紙の新潟版、地方紙、NHK新潟なども取り上げる。しかし、もっともっと世論を盛りあげなければならない。そのために活動を行なうので協力をお願いしたい。国際人権活動の一環として取り上げていきたい。

### 金子圭之さん（神奈川県レッド・パージ反対同盟）

まだ日本委員会に加盟していないが、まもなく加盟団体の一員として活動できると思う。と

というのは、10月24日開催の総会で採択した運動方針で「国連人権機関への提訴、国際人権活動日本委員会への参加など、可能で効果的な方法を追求する」と述べているからだ。明後日、第1回の幹事会を開くが、ここに「加入の手続きを行う」ことを提案する予定である。この方針を決定した背景には、最近におけるレッドパーズ反対運動の全国的な前進がある。憲法とポツダム宣言をふみにじって強行されたレッドパーズからすでに半世紀近くがたち、この間、パーズを指示したアメリカ、それを執行した日本政府も財界も、その責任を認めて謝罪したことは一度もない。もちろん国家賠償もしていない。一方、犠牲者は高齢化し、最も若い人でも74歳だ。日本共産党員、あるいは支持者であるが故に、企業の破壊者等との烙印を押され強権的に職場から追放され、名誉を傷つけられたうらみを生きているうちにはらしたい、という思いはますます強くなっている。

このような熱い思いにこたえ、

犠牲者の名誉回復と国家賠償を内容とする特別法の制定を求めて、国会請願を柱にした運動をしてきた。2006年は個人署名10722筆を国会に提出した。まだ十分な数ではないが、一筆一筆には涙と汗がにじんでいる。90歳を超えた犠牲者の方は、杖に頼りながらコツコツと歩き回り100筆の署名を集めた。手術の失敗から自分の力では首が回らなくなり外出もできなくなった方が、一日一通の手紙を知人や友人に書き、100筆を越える署名を集めている。

また、兵庫県を先頭にして日本弁護士連絡会へ人権救済の申立をしている。弁護士会がこれを受入れ、政府に対して勧告をしてくれるなら世論を大きく動かすことは可能だ。さらに各地でのレッドパーズ55周年の集会在成功し、運動に新しい活気を作り出した。特に、昨年12月の全国集会是大変活気のあるもので、前参議院議員の吉岡吉典さんの記念講演「アメリカの占領政策とレッドパーズ」と題する講演は大反響をよんだ。全文が

雑誌「前衛」3月号に掲載され、レッドパーズ反対の闘いの必読文となっている。また各県で、レッドパーズ反対運動の記録集が発行された。なかでも「聞き語り神奈川のレッドパーズ」という本は好評で、初版が1500部、再販が1000部、残っているのは90部だけだ。今年4月、週間金曜日がレッドパーズの特集をしたが、このような運動を反映したものだと思う。

以上の運動を土台にし、なんとしても生きているうちにレッドパーズの解決をなしとげるために努力をしたいと決意している。その条件はある。憲法改悪に対し、憲法をくらしと政治に生かす国民的な運動が大きく広がっている。基本的人権の確立を求めるさまざまな運動も高まっている。このような運動と結びつくならばレッドパーズの解決は可能だと思う。犠牲者の高齢化がすすみ病身の人も多く、死去される方が年々増えている。なんとしても解決を急がなければならぬ。お力添えとご援助、ご協力をお願いしたい。

### 福地春喜さん（国金発展会）

20年ほど職場の差別撤回闘争をしている。最高裁に上告して2年、受理するのか不受理なのか、いまだに何も言ってきていない。この裁判は、東京地裁、東京高裁も、旧大蔵省の高級官僚の天下りを使って、我々の労働組合活動に敵意をもって塩漬けにしたということは、判決のなかで事実認定され明らかな。しかし、労働委員会の救済はされない。査定の正当性を迫ったら、証拠をあとから出してきた。昭和59、60、61年度の査定の問題が最高裁に出されているのに、その3年～5年後の平成になってからのことを査定の理由にしている。後に起こったことを理由にしている。こんなことが裁

判といえるのか。それを今詰めている。現在、最高裁への団体署名に取り組んでいるのでお願いしたい。日本の裁判官には人権を守る感覚はない。国連の規約人権委員会から、裁判官の人権教育をするよう勧告されているが全然していない。ならば主権者が裁判官の人権教育をしなければならぬ。そういう位置づけで裁判官に迫っている。

ニュース最新号に民謡協会から表彰されたことを載せていただいた。40の手習いで三味線を始め続けてきた。かつてエールフランスの本社前や世界市民平和集会で、昨年はソウルでの集会でも演奏をしたが、保守的な団体や集会などでも演奏し、憲法の話などをやっていきたい。裁判のほうは勝つまでやる。

### 井原達雄さん（職場に憲法を生かす新日鉄広畑の会）

昨年（2005年）12月26日に大阪高裁で和解勝利することができた。裁判を始めて7年間、なかなか大変な闘いだった。北海道や沖縄までオルグに行ったが、「新日鉄を相手に5人で勝てるのか」などと言われ、5人の原告では少なかったのかと心配した。多くの民主団体、労働組合などに支援していただき、考えられることはすべてやってきて、最後に残ったのが人権委員会だった。国連に行って新日鉄の争議を訴えてわかるのかなと思ったが、先輩争議団からは、「グローバル化のなかで人権侵害の裁判をやられていることは会社にとっ

てウィークポイントだ」と言われ国際的に訴えることになった。

2回ジュネーブの国連人権小委員会に参加した。その結果、思いもよらない内容で和解することができた。

現在は、残されている問題で交渉をしている。一審判決を真摯に受け止めすべての従業員を公正・公平に扱えということ、一審判決に書かれているように会社が育成・援助してつくったインフォーマル組織をつぶせと言っている。そのせめぎ合いを今やっている。会社はなかなか

ウンと言わない。3回目の交渉で会社は「これからは法律を守りま

す」と言ってきたが、それだけではすまない問題がある。裁判の原告は5人だが、全国で170名の賛同者が「私も差別されたから何とかしてくれ」と言ってきている。全従業員を公正に扱えということ



で、大変な作業が残されている。多くが非正規労働者だ。非正規労働者の組織化も含め職場の民主化で闘っている。死亡災害や労働災害が起きてい

## 掲 示 板

### <裁判傍聴>

#### ■田畑先生再雇用拒否裁判

・2月27日(火) 16時～

・東京地裁627号法廷

原告の陳述があります。

#### ■明治乳業争議裁判判決

・2月28日(水)14時～

・東京高裁101大法廷

#### ■日本航空深夜業免除裁判判決

・3月26日(月)16時～

・東京地裁大法廷をリクエスト中

・津田塾会本館5階5-10(JR千駄ヶ谷駅下車)

・参加費 1000円

#### ■障害者と家族の生活と権利を守る 都民集会

「今、ふたたび東京から新しい福祉の風を」

・2月17日(土) 13時～16時30分

・記念講演とトーク

記念講演「都政を斬る」講師—斎藤貴男氏

・新宿区立笹塚区民ホール(大江戸線牛込神楽坂下車)

#### ■“春を呼ぶつどい” 憲法9条は平和の証

・2月23日(金) 18時30分～

・講演「世界からみた憲法9条」

—ナイロビ世界社会フォーラム報告—

講師 川崎 哲氏(ピースポート共同代表)

他に各団体の交流、アコーディオン演奏など

・平和と労働センター2階ホール

・主催 治安維持法国賠同盟東京都女性部

#### ■ヒルトンホテル争議解決集会

・2月26日(月) 18時30分～

・エデュカス東京(千代田区二番町)

### <集会・シンポ・イベントなど>

#### ■パネルディスカッション

どうするどうなる憲法9条

パネリスト—植野妙実子氏、姜 尚中氏、前田哲男氏

コーディネーター—伊藤 真氏

・2月15日(木) 18時開演

・内幸町飯野ビル7階 イノホール

・主催 第二東京弁護士会

#### ■女性「九条の会」2周年記念学習会

ドキュメンタリ映画「戦争をしない国 日本」上映会

・2月17日(土) 13時30分～16時